

骨髄移植ドナー支援助成金交付に係るQ&A

	質 問	回 答
1	助成対象者は？	平成30年4月1日以降の提供した日に、国分寺市の住民登録があるドナー、及びそのドナーを雇用する事業主を対象とします。但し、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人とドナー休暇制度を規定する事業主を除きます。
2	提供者の助成対象期間は？	提供した日を基準日として、その前後の検査や入院、通院日を対象とし、10日間を上限とします。
3	事業主の助成対象期間は？	事業主は、提供日時点に雇用関係にある事業主を助成対象とします。対象期間は、その事業主と雇用関係にある間にされた通院・入院を算定対象とし、10日間を上限とします。
4	助成額は？	通院又は入院に要した日数の合計に、ドナーは20,000円、事業主にあっては10,000円を乗じて得た額とします。
5	提供者と事業所(主)が重複する場合は？	個人事業主であれば、個人への助成のみとします。
6	事業主が申請する場合、提供者との雇用関係を証する書類は？	雇用契約書は不要とし、事業主が作成する雇用証明(様式任意)や社員証の写しとします。
7	必要な提供証明書は？	日本骨髄バンクが発行する証明書は目的ごとの発行が可能です。助成対象者判定のため、「骨髄採取/末梢血幹細胞採取に伴う入院」の証明書、および申請期限内の申請を確認するため、「骨髄採取/末梢血幹細胞採取後の健康診断」の証明書は最低限必要となります。提供入院の前に、別日で採血や健康診断、説明を受けた場合の日数も対象となりますので、それぞれ目的別に証明書を発行していただき、ご提出ください。
8	提供完了したことの証明書類は原本提出を求めるとか？	日本骨髄バンクで発行する証明書は、提供者の負担は発生しないため、原本の提出をお願いします。
9	申請期限は？	骨髄移植等の一連の入院・通院が終了した日から180日以内とします。
10	骨髄移植等の一連の入院・通院終了した日の特定は？	日本骨髄バンクが発行する証明書の「3. 目的」の中で「骨髄採取/末梢血幹細胞採取後の健康診断」をもって一連の提供通院が完了するため、この内容の証明書の提出で終了日を特定します。